

角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業のご案内

角田市では建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査事業に要する経費に対して補助金を交付します。

1. 対象となる建築物

下記に該当するもの。

- ①市内にある吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物
- ②過去に本事業による補助金又は国、県及び公共団体から本事業による補助金と同様の補助金を受けていない建築物

2. 補助金の額

分析調査事業に要する費用

(一棟あたり25万円を上限とし、消費税及び地方消費税に相当する額は含まない)

3. 募集期間

令和8年6月1日(月) から 令和8年12月28日(月) まで

4. 募集予定件数

1件

5. 申込みについて

- ① 補助を希望される方は、必ず事前に都市計画課へご相談ください。必要書類等のご案内をいたします。(必要書類は裏面に記載してあります)
- ② 事前相談の際には調査箇所の現況写真をお持ちください。
- ③ 必要書類のなかには準備に時間を要するものがあります。ご注意ください。

6. 問合せ・申込み先

角田市産業建設部都市計画課(市役所東庁舎2階)

電話:0224-63-0138 ※土、日、祝日を除く

民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金ご利用に当たって

◆補助金交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（様式第1号に記入例により必要事項を記載）
- 補助対象建築物の所在地、呼称、用途及び分析調査箇所を示す書類
（位置図、配置図、平面図、現況写真など）
- 2者以上から徴収した分析調査事業に係る調査仕様書及び見積書の写し
- 補助対象建築物の所有者等であることを証する書類の写し
（固定資産税課税台帳、登記事項証明書など）
- 建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類の写し
（建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書又は建築物石綿含有建材調査者登録証）
- その他市長が必要と認める書類
 - ・委任状（代理人が申請手続きをする場合）
 - ・法人登記簿謄本（申請者が法人である場合）

◆補助金額の算定方法

補助金額は以下の方法で算定いたします。

- ① 分析調査事業に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額は含まない）
 - ② 補助対象建築物の棟数×25万円
- ①又は②のいずれか少ない額で1,000円未満を切り捨てた額を補助金額とします。

◆申請時の注意点

- 申請や交付決定前に補助対象事業の実施に関する契約を行った場合は補助対象となりません。
- 補助対象事業の実施期間について、やむを得ない事情がある場合を除き、補助金交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了するものとします。
- 分析調査は建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施することが必要です。
- 補助金額の確定及び交付は補助事業の完了後に行います。